SAMPLE

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設 計 住 宅 性 能 評 価 書

(一戸建ての住宅)

東京都□□区□□1-2-3　□□マンション101号室

□□　□□　　殿

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和○年○月○日国土交通省告示第○○号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

［なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。］

記

1. 建築主　□□　□□
   住所：東京都□□区□□1-2-3　□□マンション101号室
   TEL：03-1111-2222
2. 設計者　◆◆◆◆一級建築士事務所
   一級 建築士　◆◆　◆◆
   住所：東京都◆◆区◆◆4-5-6　◆◆ビル
   TEL：03-5555-6666
3. 住宅の名称　□□　□□　様邸　新築工事
4. 住宅の所在地　東京都■■区■■1丁目1番1号

以上

評価書交付年月日	202○年○月○日	評価書交付番号	077-00-202○-1-1-*****
登録住宅性能評価機関名	**株式会社　ハウスジーメン**		
機関登録番号	国土交通大臣　18		
評価員氏名	●●　●●		

2025年4月1日交付分より押印廃止となりました

ー住宅に関する基本的な事項(設計住宅性能評価申請書により確認したものである)ー

事　　項	内　　容
住宅の階数	地上　[　2　階　]　地下　[　0　階　]
住宅の面積	建築面積　[　48.02　㎡　]　延べ面積　[　86.11　㎡　]
住宅の構造	[　木造（軸組工法）　]　一部　[　　]

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

■　実施あり　　□　実施なし

—必須項目—

項　目		結　果
1. 構造の安定に関すること	■　1－1　耐震等級 （構造躯体の倒壊等防止） □　評価対象外（免震建築物）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 等級 3：極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1．5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	■　1－3　その他 （地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であるか否か □　免震建築物　　■　その他
	■　1－6　地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 ■　地盤の許容応力度　[　20　kN/㎡] 地盤調査方法等　[　スクリューウエイト貫入試験　] 地盤改良方法　[　　]
■　経過措置適用有※ □　経過措置適用無※	■　1－7　基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 ■　直接基礎　構造方法　[　鉄筋コンクリート造　] 形式　[　べた基礎　] □　杭基礎　杭種　[　　][　　] 杭径　[　～　cm] 杭長　[　～　m]
3. 劣化の軽減に関すること	■　3－1　劣化対策等級 （構造躯体等）	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度 等級 3：通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	■　4－1　維持管理対策等級 （専用配管）	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度 等級 3：掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■　5－1　断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度 地域区分　□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5　■ 6　□ 7　□ 8 外皮平均熱貫流率【　W/(㎡・K)】　冷房期の平均日射熱取得率【　】 等級 5：熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている
	■　5－2　一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度 地域区分　□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5　■ 6　□ 7　□ 8 床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【　MJ/(㎡・年)】 等級 6：一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている

※評価方法基準　第5 1－1(3)ホ又はへ①b(壁量基準)による場合の経過措置の適用
経過措置の適用無：令和7年4月1日以降の基準に適合　　経過措置の適用有：令和7年3月31日以前の基準に適合

※　2025年4月1日以降お申込み物件より経過措置に関する表記が追加されます

077-00-202〇-1-1-*****

—選択項目—

項　目		結　果	
1.構造の安定に関すること	■ 1－2 耐震等級 （構造躯体の損傷防止） □ 評価対象外 （免震建築物）	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級 3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1．5倍の力に対して損傷を生じない程度
	■ 1－4 耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級 2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1．6倍）の1．2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1．2倍の力に対して損傷を生じない程度
	□ 1－5 耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） □ 該当区域外	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級	
2．火災時の安全に関すること	□ 2－1 感知警報装置設置等級 （自住戸火災時）	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		等級	
	□ 2－4 脱出対策（火災時） □ 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
		□ 直通階段に直接通ずるバルコニー □ 避難器具　〔　　〕 □ その他　〔　　〕	
	□ 2－5 耐火等級 （延焼のおそれのある部分（開口部）） □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
		等級	
	□ 2－6 耐火等級 （延焼のおそれのある部分（開口部以外）） □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		等級	
6．空気環境に関すること	□ 6－1 ホルムアルデヒド対策 （内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策	
		□ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □ 特定建材を使用する □ その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)	
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ	
	内装 □ 該当なし		
	天井裏等 □ 該当なし		
	□ 6－2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策	
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策	
		□ 機械換気設備　□ その他　（　　）	
	局所換気対策 □ 便所　該当なし □ 浴室　該当なし □ 台所　該当なし	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策	
		便所　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 浴室　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 台所　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし	

077-00-202○-1-1-*****

—選択項目—

項　目		結　果
7. 光・視環境に関すること	□ 7－1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ 単純開口率　：　〔　　%以上　〕
	□ 7－2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ 北　〔　　%以上　〕　東　〔　　%以上　〕 南　〔　　%以上　〕　西　〔　　%以上　〕　真上〔　　%〕
8.音環境に関すること	□ 8－4 透過損失等級 （外壁開口部） □ 北 該当なし □ 東 該当なし □ 南 該当なし □ 西 該当なし	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度 北 東 南 西
9. 高齢者等への配慮に関すること	□ 9－1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級
10. 防犯に関すること	□ 10－1 開口部の侵入防止対策 a: 住戸の出入口 b: 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0. 9m以下であるもの(aに該当するものを除く) c: a及びbに掲げるもの以外のもの	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策			
		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である	雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	その他	該当する開口部なし
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□

＊1つの階ごとに1つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する。

SAMPLE

建　設
性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建 設 住 宅 性 能 評 価 書

（一戸建ての住宅（新築住宅））

東京都□□区□□1-2-3　□□マンション101号室

□□　□□　　殿

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和〇年〇月〇日国土交通省告示第〇〇号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

［なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。］

記

1. 建築主　□□　□□
   住所：東京都□□区□□1-2-3　□□マンション101号室
   TEL：03-1111-2222
2. 設計者　◆◆◆◆一級建築士事務所
   一級 建築士　◆◆　◆◆
   住所：東京都◆◆区◆◆4-5-6　◆◆ビル
   TEL：03-5555-6666
3. 工事施工者　株式会社◆◆◆◆　代表取締役　◆◆　◆◆
   住所：東京都◆◆区◆◆4-5-6　◆◆ビル
   TEL：03-5555-7777
4. 工事監理者　◆◆◆◆一級建築士事務所
   一級 建築士　◆◆　◆◆
   住所：東京都◆◆区◆◆4-5-6　◆◆ビル
   TEL：03-5555-6666
5. 住宅の名称　□□　□□　様邸　新築工事
6. 住宅の所在地　東京都■■区■■1丁目1番1号

以上

評価書交付年月日	202〇年〇月〇日	評価書交付番号	077-00-202〇-2-1-*****
登録住宅性能評価機関名	**株式会社　ハウスジーメン**		
機関登録番号	国土交通大臣　18		
評価員氏名	●●　●●		

2025年4月1日交付分より押印廃止となりました

－住宅に関する基本的な事項－

工事監理報告書、施工状況報告書及び目視又は計測等により確認したものである

事　　項	内　　容
住宅の階数	地上　[　2　階　]　地下　[　0　階　]
住宅の面積	建築面積　[　48.02　㎡　]　延べ面積　[　86.11　㎡　]
住宅の構造	[　木造（軸組工法）　]　一部　[　　]

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

■ 実施あり　　□ 実施なし

―必須項目―

項　目		結　果	
1．構造の安定に関すること	■ 1－1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） □ 評価対象外（免震建築物）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ	
		等級 3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1．5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
	■ 1－3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であるか否か	
		□ 免震建築物　■ その他	
	■ 1－6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法	
		■ 地盤の許容応力度　[　20　kN/㎡] 地盤調査方法等　[　スクリューウエイト貫入試験　] 地盤改良方法　[　　]	
	■ 1－7 基礎の構造方法及び形式等	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長	
		■ 直接基礎　構造方法　[　鉄筋コンクリート造　] 形式　[　べた基礎　]	
		□ 杭基礎　杭種　[　　][　　] 杭径　[　～　cm] 杭長　[　～　m]	
3．劣化の軽減に関すること	■ 3－1 劣化対策等級（構造躯体等）	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度	
		等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75～90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
4．維持管理・更新への配慮に関すること	■ 4－1 維持管理対策等級（専用配管）	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
5．温熱環境・エネルギー消費量に関すること	■ 5－1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域区分　□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5　■ 6　□ 7　□ 8	
		外皮平均熱貫流率【　W/(㎡・K)】　冷房期の平均日射熱取得率【　】	
		等級 5	熱損失等のより大きな削減のための対策（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度）が講じられている
	■ 5－2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域区分　□ 1　□ 2　□ 3　□ 4　□ 5　■ 6　□ 7　□ 8	
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【　MJ/(㎡・年)】	
		等級 6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策（基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準（その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。）に相当する程度）が講じられている

077-00-202〇-2-1-*****

—選択項目—

項　目		結　果	
1.構造の安定に関すること	■ 1－2 耐震等級 （構造躯体の損傷防止） □ 評価対象外 （免震建築物）	地震に対する構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級 3	稀に（数十年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの）の1．5倍の力に対して損傷を生じない程度
	■ 1－4 耐風等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級 2	極めて稀に（500年に一度程度）発生する暴風による力（建築基準法施行令第87条に定めるものの1．6倍）の1．2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に（50年に一度程度）発生する暴風による力（同条に定めるもの）の1．2倍の力に対して損傷を生じない程度
	□ 1－5 耐積雪等級 （構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止） □ 該当区域以外	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷（大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷）の生じにくさ	
		等級	
2．火災時の安全に関すること	□ 2－1 感知警報装置設置等級 （自住戸火災時）	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ	
		等級	
	□ 2－4 脱出対策（火災時） □ 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策	
		□ 直通階段に直接通ずるバルコニー □ 避難器具　〔　　〕 □ その他　〔　　〕	
	□ 2－5 耐火等級 （延焼のおそれのある部分（開口部）） □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ	
		等級	
	□ 2－6 耐火等級 （延焼のおそれのある部分（開口部以外）） □ 該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ	
		等級	
6．空気環境に関すること	□ 6－1 ホルムアルデヒド対策 （内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策	
		□ 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する □ 特定建材を使用する □ その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)	
	ホルムアルデヒド発散等級	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ	
	内装 □ 該当なし		
	天井裏等 □ 該当なし		
	□ 6－2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策	
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策	
		□ 機械換気設備　□ その他　（　　）	
	局所換気対策 □ 便所　該当なし □ 浴室　該当なし □ 台所　該当なし	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策	
		便所　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 浴室　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし 台所　：　□ 機械換気設備　□ 換気のできる窓　□ なし	
	□ 6－3 室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法（選択した場合は別紙による）	

—選択項目—

項　目		結　果
7. 光・視環境に関すること	□ 7－1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ 単純開口率　：　〔　　%以上　〕
	□ 7－2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ 北　〔　　%以上　〕　東　〔　　%以上　〕 南　〔　　%以上　〕　西　〔　　%以上　〕　真上〔　　%〕
8.音環境に関すること	□ 8－4 透過損失等級（外壁開口部） □ 北 該当なし □ 東 該当なし □ 南 該当なし □ 西 該当なし	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度 北 東 南 西
9. 高齢者等への配慮に関すること	□ 9－1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度 等級
10. 防犯に関すること	□ 10－1 開口部の侵入防止対策 a：住戸の出入口 b：地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又はバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0．9m以下であるもの（aに該当するものを除く） c：a及びbに掲げるもの以外のもの	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

評価対象開口部の区分		外部からの侵入を防止するための対策			
		すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である	雨戸又はシャッターによってのみ対策が講じられている開口部が含まれる	その他	該当する開口部なし
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□
階*	a	□	□	□	□
	b	□	□	□	□
	c	□	□	□	□

＊1つの階ごとに1つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する。